

地方自治体特有の規定 2 (市長と他の実施機関との関係等)

公文書管理法

(管理状況の報告等)

第9条 行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第1項に定めるもののほか、行政文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、行政文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

4 内閣総理大臣は、前項の場合において歴史公文書等の適切な移管を確保するために必要があると認めるときは、国立公文書館に、当該報告若しくは資料の提出を求めさせ、又は実地調査をさせることができる。

第3回会議での意見等 (現用文書の管理状況の公表等について)

- 必ずしも国の規定に全て準じる必要はなく、尼崎市で実施可能な範囲でよいと思われる。法第9条第3項の实地調査や報告などについて、監査制度を活かせることができるのなら活用する方法もあると思われる。
- 法第9条第3項などは、实地調査や報告等を求めるものであり、行政内部の業務負担の問題と関わっている。また、公文書管理条例の実施機関に指定管理者を含めるかどうかの審議とも関わるため、その際に改めて審議してもよいのではないか。
- 市の場合には、市長自身が実施機関の中心である一方で、市長以外にも実施機関があり、国の行政組織とは異なるため、国の規定と平行に考えにくいところもある。
- 法第9条に関しては、基本的には国の規定に準じる方向であるが、尼崎市における実情も踏まえて、市独自の規定も検討してよいのではないかと思われる。

先進自治体（基礎自治体）の条例の規定の状況

公文書管理法第9条第3項、第4項について、
国に準じ、市長に対し、「公文書の管理について必要と認める場合、行政機関の長に対する管理に関する資料提出、実地調査の権限を与える」旨の規定を条例に設けている自治体は以下のとおり。

規定内容	自治体
規定あり	大阪市、志木市、秋田市、三豊市、那須町、豊島区、世田谷区、市川市
規定なし	名古屋市、札幌市、相模原市、宇土市、ニセコ町、安芸高田市、草津市、小布施町、高松市、藤沢市、高根沢町、天草市、大槌町、渋川市、八王子市、野洲市、鶴岡市、茅ヶ崎市、熊本市

まとめの方向（案）

- 国と地方自治体では、法令上、行政機関に与えられた権限が異なることから、条例に公文書管理法と同じ規定を設けることが馴染まない場合がある。
- 公文書の管理状況を把握するにあたり、市長が他の実施機関の長に対して、関係資料の提出や調査を行うことも想定される。

これらの実施にあたり、条例において、他の実施機関に対する調査権限が市長に付与されていないことにより、実施効果が得られないということであれば、法第9条第3項に相当する規定を設けておくことが妥当と考えられる。

ただし、尼崎市において、既存の制度を活かした調査や取組みにより、一定の効果が得られるなどの実態があるのであれば、そうした実情に応じ、尼崎市において、規定の有無を決定することが妥当と考えられる。

公文書管理法

(内閣総理大臣の勧告)

第31条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、公文書等の管理について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

先進自治体（基礎自治体）の条例の規定の状況

公文書管理法第31条「勧告」に係る規定の有無は以下のとおり。

基礎自治体では、「（見出し：市長による調整）市長は、公文書の管理について、他の実施機関に対し、報告を求め、又は助言することができる」旨の規定を設けている条例が見受けられる。

	自治体
国に準じた「勧告」の規定あり	志木市
「勧告」の規定はないが、「市長による調整」の規定あり	札幌市、相模原市、高松市、三豊市、大槌町、渋川市、八王子市、茅ヶ崎市
「勧告」の規定なし	名古屋市、大阪市、宇土市、ニセコ町、安芸高田市、草津市、秋田市、小布施町、藤沢市、高根沢町、天草市、那須町、豊島区、世田谷区、野洲市、市川市、鶴岡市、熊本市

まとめの方向（案）

- 国と地方自治体では、法令上、行政機関に与えられた権限が異なることから、条例に公文書管理法と同じ規定を設けることが馴染まない場合がある。
- 公文書管理法第31条において、内閣総理大臣に勧告権限が付与されているが、これは、憲法第72条において、行政各部を指揮監督する権限からくるものと考えられるため、市の条例には馴染まず、規定しないことが妥当と考えられる。
- 先進自治体の例にあるような市長の調整の規定を設けるかどうかは、尼崎市において、決定することが妥当と考えられる。